

平成23年産 水稲被害申告の受付について

今年度の被害申告の「受付・損害評価」を下記のとおり3回予定しております。

病害虫・鳥獣害等で水田1枚に3割以上（5割補償を選択された場合は5割）の減収になると思われる加入者の方は、8月上旬に配付される損害評価野帳に必要事項を記入し、下記の損害評価野帳の提出期間に、受付場所へ提出して下さい。

記

○被害申告期限・現地調査日○

	損害評価野帳に記載の刈取予定日	損害評価野帳の提出日	現地調査日
第1回	9月1日～9月7日	～8月29日の午後3時まで	8月31日に評価
第2回	9月8日～9月14日	8月30日～9月5日の午後3時まで	9月7日に評価
第3回	9月15日～	9月6日～9月12日の午後3時まで	9月14日に評価

○損害評価野帳の配布先及び受付場所○

地区	損害評価野帳の配布先	損害評価野帳の受付場所
東濃西部	市役所・事務所・支所・コミュニティセンター	市役所・事務所・支所・コミュニティセンター
旧恵那市	改良組合長・JAひがしみの各支店	JAひがしみの各支店
恵那市南部	改良組合長・各振興事務所	各振興事務所
旧中津川市	改良組合長・JAひがしみの各支店	JAひがしみの各支店
下記以外の中津川市北部	改良組合長(共済部長)・各総合事務所	各総合事務所
坂下・川上・山口	各総合事務所	各総合事務所

その他

1. 急な評価の依頼には対応できかねますので、稲の状態を前もって把握し適切な期日に申告してください。
2. 調査は上記の現地調査日に行います、刈取り後の調査はできませんので、刈取り日の予定が早くなる場合はご連絡ください。できる限り早急に調査します。
なお、刈取りが1回目の評価以前又は3回目の評価以降の場合はお問い合わせください。
3. 損害評価野帳に記入いただいた刈取予定日により、適切な調査日に変更することがありますので正確に記入願います。
4. 被害申告をされた場合の「被害表示の立札」は、現地調査日の前日までに道路側又は機械の進入路付近でよく見える場所に必ず立ててください。
立札は、水に強い素材ですのでビニールに入れなくても大丈夫です。
5. 調査の終了後「被害表示の立札」にテープを巻きますので、刈取りをされる場合は立札をご確認ください。
6. 記入方法等については7月下旬に配付予定の「広報NOSA I とうのう」8月号に掲載します。
(上記の期日は現在の予定です、天候等により調査日等の変更をする場合は8月号「広報NOSA I とうのう」に記載しますので改めてご確認ください)